健康保険で受けられる給付

給付には、法定給付と付加給付があります。

(1) 法定給付　給付額が法律で決められている。
(2) 付加給付　健康保険組合が各々の実状に応じてプラスアルファーするもの。

１．給付一覧表

内　容	項　目	給　付	付加給付	申　請
病気やケガをしたとき	療養の給付	外来･入院とも医療費の7割	なし	該当せず
自動車事故にあった場合	第三者行為の負傷届	一旦、健康保険組合が立替し、後日加害者に請求	なし	必要
医療費を立替払いしたとき	療養費	立替額を後で健康保険組合に請求し清算	なし	必要
医療費が高額になったとき	高額療養費	1ヶ月の医療費自己負担額が一定額を超えたとき還付	あり	自動払
	限度額適用認定証	入院、通院前に健保に手続きし精算時に認定証の提示により、高額分の現物支給	なし	必要
	高額医療費資金貸付	個人負担額が高額になるとき80％まで貸付	なし	必要
病気やケガで働けないとき	傷病手当金	休業1日につき平均給与の2/3を通算で1年6ヶ月	あり	必要
出産したとき	出産育児一時金(直接支払制度)	1児につき500，000円（産科医療補償制度加入の場合）	なし	一部必要
	出産費資金貸付金	1児につき400，000円を貸付	なし	必要
	出産手当金	休業1日につき平均給与の2/3を出産前42日、出産後56日分	なし	必要
死亡したとき	埋葬料	一律50，000円	埋葬料付加金（本人５０，０００円 家族１０,０００円）	必要

***全ての申請書は、健康保険組合ホームページ「申請書ダウンロード」から印刷できます**